第六十八条の十五の二第五項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定雇用者　次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第六十八条の十五の二第五項第八号を次のように改める。

八　特定新規雇用者数　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第五項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　新規雇用者総数　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第五項第十二号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　基準雇用者割合　連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計の第五号の適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数の合計に対する割合をいう。

第六十八条の十五の二第五項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　新規雇用者数　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一　前条第一項又は第二項の規定

二　前条第一項の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　前条第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の十五の二第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数、」を削り、同条第九項中「第五項から」を「第四項から」に改め、「又は第二項」を削り、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の三第四項を次のように改める。

4　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の三第一項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の三第五項中「第二項及び第三項」を「前三項」に改める。

第六十八条の十五の四第五項中「、第六十八条の十第五項」を削り、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」とする。

第六十八条の十五の四第十三項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第六十八条の十一第十三項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十三項第一号中「第五項」とあるのは、「第六十八条の十五の四第五項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の五第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第五項中「、第六十八条の十第五項」を削り、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の五第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項」とする。

第六十八条の十五の五第十三項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第六十八条の十一第十三項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十三項第一号中「第五項」とあるのは、「第六十八条の十五の五第五項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の六の見出しを「給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結法人が、各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項及び第三項において「連結親法人事業年度」という。）が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始するものに限るものとし、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年度において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から、当該雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（当該連結事業年度に